共通仕様書

（自動販売機の設置条件）

１　設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づき、みよし市（以下「本市」という。）が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸し付ける方法により行います。

２　貸付期間

別添物件別特記仕様書で定めた貸付期間とし、貸付契約の更新は認めないものとします。（借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）

３　貸付料

入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって貸付料とします。ただし、契約期間中において税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、その施行日以降に納入する分の貸付料から旧税率に相当する額を差し引いたのち、新税率に相当する額を加算したものを貸付料とします。

４　必要経費

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等は全て設置事業者の負担とし、その方法については本市の指示に従っていただきます。

(2) 本契約に基づき設置した自動販売機に水道水を使用する場合は、水道水の使用量を量る専用メーターを設置事業者の負担により設置してください。

(3) 電力の使用については、電力使用量を量る専用メーターを設置事業者の負担により設置してください。

(4) 電力及び水道水の使用については、毎月の光熱水使用量を本市で確認し、本市がその費用を算出（実績月の平均単価により算出）して納付書等を送付しますので、指定する期限までに全額納入してください。支払時期は原則として年２回（４月から９月分までを１０月、１０月から３月分までを４月）としますが、貸付期間中に本契約を解除することとなった場合は、この限りではありません。

(5) 電気・水道工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

５　設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機種については、物件別特記仕様書のとおりとし、かつ、次に掲げる条件を満たしたものとします。

(1) ノンフロン対応、ヒートポンプ機型省電力タイプ等環境に十分配慮した機種とすること。

(2) 新旧５００円硬貨及び１，０００円紙幣が使用できること。

(3) 物件別特記仕様書で定めた設置場所の寸法を超えないものとすること。

(4) 調光機能を備えたものとし、施設の開館時間以外は照明を抑えるようにすること。

(5) 自動販売機の設置に当たっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

6　販売品目について

(1) 酒類・タバコの販売を行わないこと。

(2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(3) 販売品目について物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定がない場合は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック等、密閉式の容器とすること。

(4) 商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に本市と協議を行うこと。

7　利用上の制限について

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

(1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸をしないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

8　維持管理について

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

(1) 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機に併設して、販売する物品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

(3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

(4) 自動販売機の設置後は、定期的に安全面に問題ないか確認すること。

(5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 設置事業者は本市が指定する期日までに、月ごとの売上げ実績を報告すること。

9　原状回復について

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復をしてください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することができません。

10　貸付料の納付

貸付料は、本市が発行する納入通知書により契約書に定める期日までに納付してください。

※納入通知書は、原則、年度ごとに作成します。

【参考】自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">施設名称</td><td>みよし市緑と花のセンター</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>愛知県みよし市打越町三百目１５３番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td>物件別特記仕様書【物件番号４】箇所図面のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">開館日及び
時間</td><td>開館日：月曜日及び１２月２８日から1月４日までを除く日
時　間：８時３０分から１７時００分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">職員数及び
来館者数</td><td>職 員 数： 概ね５人
来館者数： 概ね５０，０００人／年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">【参考】</td><td colspan="2">みよし市緑と花のセンター設置自動販売機
飲料水　１台（缶・ペットボトル式自動販売機）</td></tr>
<tr><td>販売価格</td><td>缶、ペットボトル　１００円から１４０円</td></tr>
<tr><td>販売実績
（月平均）</td><td>本数：約３７５本　金額：約４４，９００円
※令和２年１２月から令和３年１１月まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>今回募集する自動販売機以外に、みよし市緑と花のセンター内には飲料水自動販売機はありません。</td></tr>
</table>

【参考】販売実績の詳細

	本数	金額		本数	金額
令和2年 １２月	303	36,120	７月	446	53,136
令和3年 １月	173	20,576	８月	534	63,640
２月	246	29,264	９月	449	54,088
３月	291	34,600	１０月	477	57,904
４月	446	53,560	１１月	384	46,160
５月	326	38,848			
６月	429	50,872	合計	4,504	538,768